

平成15年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住 所	認定取消年月日
有限会社佐藤商店 代表取締役 佐藤 重光	球磨郡多良木町大字多良木 362 番地 の2	平成15年9月8日

熊本県告示第937号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス あそ和楽 阿蘇郡高森町大字高森 2132 番地 1	ティーティーシー 有限会社	平成15年9月10日

熊本県告示第938号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成15年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 あそ和楽 阿蘇郡高森町大字高森 2132 番地 1	ティーティーシー 有限会社	平成15年9月10日

熊本県告示第939号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成15年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
石路の里訪問介護事業所 葦北郡芦北町大字湯浦 1505	社会福祉法人 光輪会	平成15年9月11日

熊本県告示第940号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年9月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字犬防田 476 の 23、476 の 25、476 の 32、476 の 49（次の図に示す部分に限る。）、476 の 50、字弥太郎谷 703 の 8・703 の 9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢又 4987・4988（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4989・4990（以上2筆合併、次の図に示す部分に限る。）、4991（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養